特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０４２号

東京都中央区日本橋１丁目１番７号
清算株式会社　株式会社Ｆ・Ｉ
代表清算人　上原　敏弘

１　決定年月日　平成23年７月20日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　協定債権の権利変更及び弁済方法

清算株式会社Ｆ・Ｉ（以下「会社」という。）は、別紙記載の各協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。

⑴　会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、協定債権額の0.0001％の金員を支払う。詳細は、別紙のとおりである。

⑵　各協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、協定債権全額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

⑶　会社は、１⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、１⑵の規定により会社が受けた免除の額は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

２　弁済の方法

⑴　支払の方法

協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。

⑵　弁済額計算における端数の処理

協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。

⑶　協定債権者の弁済受領不能等

会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

以上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第５１号

岩手県一関市字沢160番地
再生債務者　利根ジオテック株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区東京丸の内法律事務所　弁護士　高木　裕康

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第５４号

東京都中央区日本橋小舟町９－２　ソレイユビル４階
再生債務者　日栄商事株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区有楽町１丁目７番１号　有楽町電気ビルヂング北館５階512区～514区　武藤綜合法律事務所　弁護士　渡邊　淳子

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２０年（再）第２４５号

兵庫県西宮市池田町12番20号
再生債務者　株式会社新井組

主文　平成20年10月８日にした監督命令を取り消す。

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第１２１号

東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目15番２号市嶋第４ビル
再生債務者　株式会社カーム

特別調査期間　平成23年９月１日から平成23年９月２日まで

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１２１号

東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目15番２号市嶋第４ビル
再生債務者　株式会社カーム

１　決議に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成23年９月７日午前10時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成23年８月30日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年８月24日

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号

東京都中央区日本橋大伝馬町17番４号
再生債務者　株式会社髙和

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１２号

東京都港区高輪３丁目23番17号　品川センタービルディング11階
再生債務者　ネクステック株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１７号

神奈川県大和市桜森２丁目16番28号
再生債務者　株式会社キーファー・テック

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第１５０号

東京都千代田区内神田２丁目12番５号
再生債務者　株式会社ゼファー

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２４５号

兵庫県西宮市池田町12番20号
再生債務者　株式会社新井組

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第７号

横浜市中区三吉町３番地11
再生債務者　日本交通産業株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。

平成23年７月20日

横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第７４号

埼玉県坂戸市千代田２－８－９－308
再生債務者　白田　涼一

１　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月５日まで

４　一般異議申述期間　平成23年８月19日から平成23年８月26日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１４５号

千葉県市原市五井西７丁目12番地３
再生債務者　榎本　文夫

１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月９日まで

４　一般異議申述期間　平成23年８月23日から平成23年９月６日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係